

湖西市情報公開事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和 7 年 9 月 29 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市情報公開事務取扱要領の一部を改正する要領

湖西市情報公開事務取扱要領（平成 13 年湖西市告示第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「事務」の次に「で、次に掲げるもの」を加え、同号イ中「開示請求」の次に「（条例第 4 条第 1 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）」を加え、同号ウを削り、同項第 2 号中「事務」を「事務で、案内及び相談に関すること。」に改め、同号アからウまでを削り、同項第 3 号中「事務」を「事務で、審査請求（開示決定等（条例第 10 条第 1 項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）又は開示請求に係る不作為に対するものに限る。以下同じ。）に係る審査請求書の受理に関すること。」に改め、同号ア及びイを削り、同項第 4 号中「湖西市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」を「湖西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」に、「こと。」を「事務」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「その他」を「前各号に掲げる事務以外の事務で、次に掲げるもの」に改め、同号ア中「情報開示の」を「公文書の開示に係る」に改め、同号イ中「文書科目基本分類表」を「文書科目分類表（簿冊より上位の分類に限る。）」に改め、「作成」の次に「及び変更」を加え、同号を同項第 5 号とし、同条第 2 項第 1 号中「事務」の次に「で、次に掲げるもの」を加え、同号エ中「開示又は不開示の決定」を「開示決定等」に改め、同号に次のように加える。

キ 公文書の写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の徴収に関すること。

第 2 条第 2 項第 2 号中「事務」を「事務で、主管課が保有する行政資料の閲覧及び提供に関すること。」に改め、同号アを削り、同項第 3 号中「事務」の次に「で、次に掲げるもの」を加え、同号ア中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同号イ中「異議申立て」を「審査請求」に「委員会」を「審査会」に改め、同号ウ中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第3条の見出し中「情報提供」を「開示請求」に改め、同条第2項第2号中「他の」を削り、「法令等」の次に「（条例第5条第1号アに規定する法令等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「前項第2号の場合において」を「主管課は、開示請求をしようとする者が必要としている情報が前項第2号の閲覧等で対応することが可能である場合」に、「他の法令又は条例」を「法令等」に改め、「開示請求をしようとする者に」を削り、同条第4項中「第2項第3号による」を「第2項第3号の」に改める。

第4条第2項中「1枚の開示請求書によって行うことを認めるものとする」を「この限りでない」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 住所欄、氏名欄及びTEL欄に正確に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び連絡先電話番号が正確に記載されていること。この場合において、身分を証明するものの提示は求めないものとする。

第4条第3項第3号中「利用目的欄は」を「利用目的欄には」に、「及び統計資料等とするため、できるだけ記載を求める」を「として適当な内容が記載されている」に改め、同号ただし書中「ただし、任意」を「この場合において、記載がないときは、記入が任意」に、「留意する」を「留意した上で、できるだけ記載を求める」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 代理人による開示請求の場合にあつては、住所欄には開示請求者（条例第4条第2項の開示請求者をいう。以下同じ。）本人の住所に併せて代理人の住所が、氏名欄には開示請求者本人の氏名に併せて代理人の氏名が記載されていること。
この場合においては、前号後段の規定にかかわらず、委任状等を徴するなどにより、代理関係を確認すること。

第4条第4項中「押印し、当該請求書の写しを開示請求者に交付するとともに」を「押し」に改め、同項第1号中「開示又は不開示の決定」を「開示決定等」に改め、同号ただし書中「当該決定」を「開示決定等」に改め、「決定期間」の次に「（条例第10条第1項に規定する期間をいう。次条第6項において同じ。）」を加え、同項第2号中「開示又は不開示の決定」を「開示決定等」に改め、同項第4号中「請求に」を「公文書の開示請求に」に、「開示又は不開示の決定」を「開示決定等」に、「決定する」を「開示決定等をする」に改め、同項第5号中「生じる」を「生ずる」に改め、同項第6号中「、当該写しの」を「当該写しの」に、「要した」を「要する」に、

「交付を受けるときは、」を「交付するときは」に、「郵送等の料金」を「送付に要する費用」に改め、同項第7号中「要した」を「要する」に改め、同項第8号中「交付」の次に「（写しの送付による交付を除く。次条において同じ。）」を加え、「当該写しの作成に要した」を「当該写しの作成に要する」に、「当該写しの送付」を「公文書の写しの送付による交付」に、「郵送等の料金」を「送付に要する費用」に改め、同項第9号を削り、同条第5項中「当該開示請求書の写しの開示請求者への交付及び前項各号について」を「同項」に改め、同項後段を削り、同条第7項を削る。

第5条第1項中「開示又は不開示の決定」を「開示決定等」に改め、同条第2項中「前項の決定」を「開示決定等」に、「あたって」を「当たって」に改め、「湖西市情報公開制度運営委員会へ付議し、又は」を削り、「及び」を「又は」に改め、同条第3項中「とともに、その写しを情報公開担当課に送付する」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「特定できず、かつ」を「特定できない場合に」に、「応じない」を「応じず、又は補正要求に応じて補正をしてもなお公文書が特定できない」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「他の」を削り、同号を同項第2号とし、同条第4項中「第7条の公文書開示意見照会書」を「第7条第2項の公文書開示意見照会書」に、「規則第7条の公文書の開示に係る意見書」を「同条第3項の公文書の開示に係る意見書」に改め、同条第5項中「開示に反対の意見書」を「反対意見書（条例第13条第3項に規定する反対意見書をいう。）」に、「当該第三者に対し、」を「当該第三者に」に、「第7条」を「第7条第4項」に、「送達する」を「送達し、開示しないこととするときは当該第三者に口頭により通知する」に改め、同項ただし書を削り、同条第6項中「開示又は不開示の」を削り、「第4条で定める」を「第4条の」に改め、「とともに、その写しを情報公開担当課に送付する」を削り、同条第8項第3号中「郵送等の料金」を「送付に要する費用の額」に改め、同条第9項中「第3条第1号に規定する」を「第3条第1号の」に、「同条第2号に規定する」を「同条第2号の」に改め、同条第10項中「規定による通知書」を「通知書（第9条において「開示決定等通知書」という。）」に、「ときは、その写しを情報公開担当課に送付し」を「場合において」に、「当該通知書に情報公開担当課が発行する」を「当該」に改め、「納付書を」の次に「、写しの送付による交付であるときは当該写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の納付書を、当該通知書に」を加え、同項後段を削る。

第6条第1項第3号中「部分開示」の次に「（不開示情報（条例第5条第1項ただし書に規定する不開示情報をいう。以下この号において同じ。）が記録されている部分を除いた部分につき開示することをいう。）」を加え、「不開示部分」を「不開示

情報が記録されている部分」に改め、同条第4項中「あたり」を「当たり」に改める。

第7条第1項中「情報公開担当課は、開示請求者に対し」を「主管課は」に改め、「費用を」の次に「開示請求者から」を加え、同項第1号及び第2号中「情報公開担当課が作成した」を削り、同条第2項中「開示請求者が」を削り、「を履行した」を「の費用の納付が履行された」に改め、「情報公開担当課に」を削る。

第8条第1項中「主管課」の次に「（以下単に「主管課」という。）」を加え、同条第2項中「係る」を「ついて」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事項が記載されていること。

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 開示決定等の内容

ウ 開示決定等があったことを知った年月日

エ 審査請求の趣旨及び理由

オ 開示決定等を行った実施機関の教示の有無及びその内容

カ 審査請求の年月日

キ 審査請求期間（開示決定等の翌日から起算して3か月を経過するまでの期間をいう。この項において同じ。）経過後に審査請求がされた場合には、審査請求期間経過後に審査請求をする正当な理由

ク 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、アからキまでに掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所

(2) 前号カの年月日が審査請求期間内の日であること。ただし、同号キに掲げる事項の記載があるときは、この限りでない。

(3) 審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面が、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面が、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面が添付されていること。

第8条第3項中「不作為」を「開示請求」に改め、「係る」の次に「不作為について」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事項が記載されていること。

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 開示請求の内容及び年月日

ウ 審査請求の年月日

- エ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、アからキまでに掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面が、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面が、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面が添付されていること。

第8条第5項第2号中「補正命令」の次に「（前項の規定による命令をいう。次号において同じ。）」を加える。

第9条の見出し中「委員会」を「審査会」に改め、同条中「の場合」を「の裁決」に改め、「容認する」の次に「裁決をした」を加え、「次の」を「次に掲げる」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第2号中「公文書開示請求書」を「審査請求に係る開示請求書」に改め、同条第3号中「公文書開示決定通知書、公文書部分開示決定通知書又は公文書不開示決定通知書」を「開示決定等通知書」に改め、同条第4号中「の対象となった公文書」を「に係る開示請求の対象公文書」に改める。

第10条中「委員会諮問通知書」を「審査会諮問通知書」に改める。

第11条第1項中「委員会」を「審査会」に改め、同条第2項中「、裁決書」の次に「の謄本」を加え、「当該裁決書の」を「その」に改める。

様式第3号中「湖西市情報公開・個人情報保護委員会委員長」を「湖西市情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。